

令和6年度 職員の公正な職務の執行の確保に関する運用状況

あま市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例及びあま市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則に基づく運用状況は次のとおりである。

1 公益目的通報制度に関する状況

件 数	事 項
1	職員の不適切な言動について

2 要望等記録制度に関する状況

(1) 要望等記録兼報告書の提出状況

(単位：件)

類型	要 望 者 別				計
	個 人	公職者等	事 業 者	その他の団体	
防災関連	1	1	0	0	2
消防・防犯関連	30	0	0	1	31
交通関連	3	0	0	0	3
環境対策関連	3	0	0	0	3
環境保全関連	0	0	0	0	0
保健・市民生活関連	13	0	0	1	14
福祉関連	8	1	0	0	9
子育て関連	7	0	0	0	7
公園・緑地関連	0	0	0	0	0
まちづくり関連	0	1	0	0	1
道路関連	7	0	0	0	7
産業振興関連	0	0	0	0	0
上下水道関連	1	0	0	0	1
教育・文化関連	34	1	4	2	41
人権関連	0	1	0	0	1
税・財務関連	1	0	0	0	1
総務関連	6	1	1	0	8
合 計	114	6	5	4	129

(2) 不当要求行為の状況

類型	件数
ア 正当な理由なく次に掲げることを求める行為	
(ア) 特定の者に対して有利又は不利な取扱いを求める行為	
(イ) 特定の者に対して義務のないことを行わせ、又はその権利の行使を妨げる行為	
(ウ) 執行すべき職務を執行しないこと	
(エ) 職務上知り得た秘密を漏らすこと	
(オ) 入札の公正を害すること又は公正な契約事務の執行を妨げること	
(カ) 人事（職員の採用、昇任、降任又は転任をいう。）の公正を害すること。	
(キ) 上記の掲げるもののほか、法令等に違反することを行うこと	
イ 職員の公正な職務の執行を妨げることが明白である要望等をする行為	
ウ 暴力、乱暴な言動その他の社会的相当性を逸脱した手段により要求の実現を図る行為	1